

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・産卵低下症候群 - 1976 混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 18 年 3 月 22 日（告示第 350 号） 一部改正

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・産卵低下症候群 - 1976 混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.2、3.4.4 及び 3.4.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。